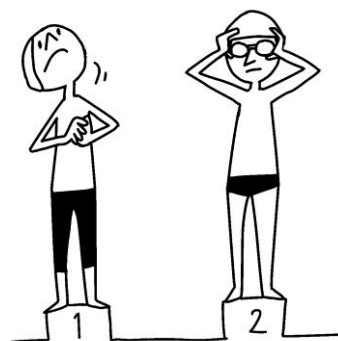
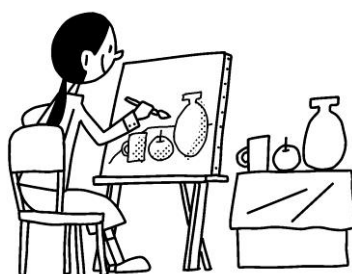


令和7年度

部活動要項



鹿児島県霧島市立舞鶴中学校

〒899-4322 鹿児島県霧島市国分福島三丁目55番1号

TEL: 0995-47-4747

FAX: 0995-47-4748

霧島市立舞鶴中学校 部活動運営規定（活動方針）

1 部活動の趣旨

部活動は、学校教育の一貫として、同じ目的や趣旨をもつ生徒が学年や学級を超えて集まり、自主的活動を中心に「目標」達成のためにお互いに競い、励まし、協力することで、以下のような資質・能力の育成を図り、健全な心身の発達を目指す。

- (1) 個性の伸長
- (2) 自主的・自発的な態度の育成
- (3) 責任感や連帯感の涵養活動
- (4) 学級や学年を離れ仲間や指導者と密接に触れ合うことによる好ましい人間関係の形成
- (5) 体力の向上と健康の増進
- (6) 運動や文化及び科学等における生涯学習の基礎の育成

2 組織

部活動に関する協議・活動は、学校長、教頭及び全教諭で行うものとする。

- (1) 部活動顧問会は部の活動に関する具体的な問題や規定の改正等の問題について審議し、決定する。
- (2) 部活動運営委員会は、部の活動に関する具体的な問題や規定の改正等の問題について審議し、部活動顧問会に提案する。

3 設置に関すること

- (1) 部の設置については以下の条件を満たすものとする。
 - ア 運動部活動については、中学校体育連盟で認められた種目であり、大会に参加するなど具体的な目標の設定が可能であること
 - イ 文化、科学等の部活動については、大会やコンクールへの参加等、具体的な目標の設定が可能なものであること
 - ウ 練習等、日常的に校内での活動が可能なるものであること
 - エ 必要最少の部員数は3名とする。ただし、団体種目の場合は、県中学校体育連盟が示す各競技の団体戦等における競技人数とする。※1の趣旨及び1-(3)(4)の目的を達成するため
- (2) 駅伝については、全校生徒を対象に本人の希望や体育の授業や校内における駅伝競走大会等の結果を基に募集し、設置する。
- (3) 部の廃部については、別添資料1 廃部規定により部活動顧問会で審議し、決定する。
- (4) 部活動設置可能の適正数を部活動指導可能教職員の2分の1程度とする。今後の生徒数の増減を考慮しながら、適正数内であれば、部活動設置規定にある条件を満たす場合に限り、新設、再設置を可能とする。
- (5) 本年度設置する部活動は、以下の部を設け、それぞれ顧問2名以上、生徒に主将（部長）、副主将（副部長）等を各部活動ごとに適正な数を置く。

【運動部】

- ①野球部 ②サッカー部 ③男子ハンドボール部 ④女子ハンドボール部 ⑤陸上部
⑥女子ソフトテニス部 ⑦水泳部 ⑧男子バスケットボール部 ⑨女子バスケットボール部
⑩女子バレーボール部 ⑪男子卓球部 ⑫女子卓球部 ⑬剣道部

【文化部】

- ⑮吹奏楽部 ⑯美術部 ⑰科学部

4 活動・運営に関すること

(1) 入・退部について

- ア 希望生徒とその保護者が規定の様式により申し出たものを、学級担任、顧問が承認したものが入部することができる。新入生・転入生については、一定の仮入部期間を設けた後に入部することができる。
- イ 部の在籍期間は3年とする。
- ウ 転・退部は、本人・保護者・顧問・学級担任と話合いの後に所定の手続きをとって転部もしくは退部を認める。

(2) 生徒心得等について

- ア 登下校時（休日も含む）の服装は、制服を原則とする。ただし、学校指定のジャージ・体操服または各部で決められたジャージ等を休日は着用してもよい。平日は、部活動生に限り、練習着（体操服）での下校を許可する。
- イ 部活動で使用する練習着等は、体操服やジャージ・白のワンポイントシャツを原則とする。ユニフォームや部で揃えたシャツも許可する。
- ウ 休日の自転車利用については、通常の自転車通学生に限る。
- エ 学校で昼食をとる場合は、顧問の指示があった決められた場所とする。昼食や飲み物を買いに行くことは禁止する。弁当や飲み物等は各自で準備してくる。また、ごみは必ず持ち帰る。
- オ 行き帰りの買い食い禁止する（店への立ち寄りも禁止）。
- カ 違反者（下校時刻、自転車使用、買い食いなど）に気付いたら必ず部の顧問に連絡し、指導の徹底を図る。顧問は、厳しい態度で措置をとる。
- キ 部員は、学活終了後かばんを持って教室を出て、すばやく更衣、練習（活動）に取りかかれるようにする。部活動生は、以後は、教室には入らない。教室等で活動する場合は、顧問が学級担任や学年部と連絡をとる。ただし、雨天時、部によってはこの限りではない。
- ク 病気、けが等のため、欠席・見学・治療する場合は必ず顧問に届ける。
- ケ 学級の仕事や居残りは、原則16時45分までとする。（遅くなる場合は、学級担任から顧問へ連絡する。）
- コ 休日の部活動への登校は、正門からとする。（大会等で職員駐車場等に集合の際は別）
※ 正門、西門等の鍵は顧問で開閉を行い、必ず確認する。

(3) 活動日・時間について

ア 活動日

原則として、週当たり2日以上 of 休養日を設け、**水曜日はノー部活動デーとして位置付ける。**水曜日が祝日で大会（カップ戦や～旗）等の場合は、翌日やその週の中で休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）祝日や長期休業中の活動に関して、適切な指導計画のもと、学校長の承認を得て活動することができる。なお、その際には、保護者に通知する。なお、祝日や長期休業中の活動時間は原則として8:30から16:30までの間とする。

各顧問は、月ごとの練習計画を毎月25日までにTEAMSに入力を行う。（25日が週休日や祝日だった場合はその前日。）

イ 活動時間

(ア) 平日の活動終了時間及び下校時間は以下の通りとする。

期 間 (月)	4～8	9	10	11	12	1	2	3
終了時刻	18:30	18:20	18:00 新人戦後 17:50	17:30 15日以降 17:20	17:10	17:20 15日以降 17:30	17:50	18:10
下校時刻	18:40	18:30	18:10 新人戦後 18:00	17:40 15日以降 17:30	17:20	17:30 17:40	18:00	18:20
朝練習	不可	不可	可	可	可	可	可	不可

* 新人戦後とは、多くの部活動の大会があった週のことである。

(イ) 朝練習に関しては、放課後の練習時間が十分とれる日は、原則実施しない。

放課後の練習時間が十分とれない時期であっても、朝練習を行う場合は、顧問より朝練習の実施を部活動顧問会に報告し、顧問がついて練習を行う。

また、活動時間については、いずれの場合も7時15分から7時45分までとし、**7時00分以降に登校する。**なお、夏の地区総体・県総体・地区新人戦の2週間前の練習を認める。

(ロ) 部の活動は、学校教育の妨げにならないよう配慮する。教科・学校行事・学級活動・生徒会活動等と重なる場合は、それらを優先するように計画する。

(ハ) 定期試験などは一定の期間、活動を停止し、生徒の学習に支障のないようにする。

ただし、大会等の期間中及びその直前については、部活動顧問会に提案し、学校長の承認を得て活動することができる。なお、その旨を保護者に通知する。

定期試験前の部活動停止期間は、中間テストが3日前、期末テストが5日間前からとする。

(ニ) 顧問が不在の場合は、原則として活動しないものとする。

(ホ) 顧問は、活動（大会出場等）にあたって活動計画（大会出場計画）を作成し、生徒に周知するとともに、生徒の健康、安全の管理に十分配慮する。

(ヘ) 部活動中に怪我、病気等が発生した場合には、適切な処置を講じ、速やかに保護者と管理職に連絡する（保健室の緊急時の対応に準じる・・・119番への連絡など）。また、緊急な場合は病院で受診させ、誠意ある対応で保護者に引き渡す。その後、必ず養護教諭に報告する。

(コ) 各施設や設備については、使用する部活動顧問で話し合いを行い、調整する。

(セ) 朝・昼練習については必ず顧問がついて練習する。

(ソ) **活動時間は原則、平日2時間程度、休日3時間程度とする。**大会や練習試合等で超過などやむを得ない場合は、翌日の活動を考慮する。

(4) 対外試合・コンクール等について

ア 参加できる大会・合宿等は次の通りとし、顧問による引率を行う。

(ア) 中学校体育連盟または教育委員会の主催（後援・共催を含む）する大会

(イ) 部の所属する競技等の協会や連盟の主催（後援・共催を含む）する大会及び練習会・合宿

イ 県外にでる際は、学校長に計画書を提出する。

ウ 仮入部期間における大会出場は原則として認めない。部員数が足りず大会参加ができない場合や始良・伊佐地区中学校体育連盟各競技部や鹿児島県中学校体育連盟各競技部の大会運営の都合等やむを得ない状況の際は、次の条件を満たす生徒に限り部活動顧問会で検討し、学校長の承認を得て出場を認める。

(ア) 生徒の入部希望が強く、3年間継続する意志が強い。

(イ) 保護者も同意している。

(ロ) 入部以前にスポーツ少年団等でその競技を経験しているか、大会参加が可能な程にその競技に精通している。

(5) 費用・活動費等について

ア 部の運営に関する費用は自己負担を原則とする。

イ 部の活動費は、体育振興費、文化振興費及び後援会から補助する。運用については別記

ウ 本校が、ある部の大会会場や練習試合会場または他の団体への施設開放、学校行事、PTA 行事等で使用され、練習や活動ができない場合のみ、他の使用した施設の使用料を支払うこととする。

(6) 部活動保護者会について

ア 必要に応じて各部ごとに、部活動保護者会を組織する。

イ 保護者会を組織した場合は、部活動の体制が新しくなった際、保護者会または各部代表の保護者会を開催する。(例4月・9月)

5 部室・更衣室に関すること

部 室 1	男子バスケットボール	部 室 7	体育用具室
部 室 2	女子バスケットボール	部 室 8	体育用具室
部 室 3	野球	部 室 9	野球
部 室 4	女子ハンドボール	部 室 10	陸上
部 室 5	体育用具室	部 室 11	サッカー
部 室 6	女子バレーボール	部 室 12	男子ハンドボール
女子更衣室	女子ソフトテニス	男子更衣室	体育用具室(テント)

卓 球	卓球場更衣室1	女子バレー	卓球場更衣室4
バ ス ケ	卓球場更衣室2(男子)3(女子)	吹 奏 楽	音楽室
水 泳	プール更衣室男女別	美 術	美術室
柔 道	武道館部室男女別	科 学	理科室
剣 道	武道館部室男女別		

※ 体育館1階の男女更衣室(シャワー付き)は、使用しない。

☆部室・更衣室使用規定

(1) 鍵の管理は、全体職員室(教頭先生)とする。使用後は必ず返却する。

(2) スペアキーの作成は禁止する。

(3) 整理整頓に努め、週1回は掃除する。

(4) 他の部室には入らない。貴重品や学用品、不用品は置かない。飲食・落書き、破損禁止!

※ ただし、土曜授業の際の昼食は、顧問の指示により各部室でとって可。

(5) その他、生徒心得等に準ずる。規定を守らない部については使用を禁止する。

6 その他

(1) 部は学校代表として、学校長の認めた対外の行事、試合、コンクール等に参加することができる。

(2) 本校の部活動にない種目で、社会体育や地域のスポーツ団体に所属し、中学校体育連盟の主催する大会に個人で出場を希望する生徒には、原則出場させる方向で対応する。ただし、その年度の4月末日までに出場の意思を示した者に限る。具体的な対応については、部活動顧問会で審議し、決定する。なお、引率教諭については、R6年度活動顧問に記されていたように、中先生・切通先生・石神先生で大会申込、引率等行う。

(3) 部活動外部指導者については、始良・伊佐地区中学校体育連盟及び鹿児島県中学校体育連盟の外部指導者に関する規定に則ることとする。その他の場合は、部活動顧問会で検討の上、学校長の承認をもって行う。

(4) 本規定の改正は、部活動顧問会で検討の上、学校長の承認をもって行う。

(5) 本規定は、本校の「部活動方針」として、保護者等へ公開する。

(6) 部活動に参加しない生徒については、特別な用事のない日は速やかに下校させる。

- (7) 入部願い・継続届については、最終的に担任→顧問と届くので、顧問がスズキ校務の詳細名簿の部活動欄に記載する。また、前年度、部活に加入していたが継続届が締め切りまでに提出されていない場合は、顧問が声掛けをして最終確認を行い、辞める意志があった場合は、退部届を渡し、受理してからスズキ校務の詳細名簿の部活動欄から顧問が削除しておく。
- (8) 部活動部員名簿（緊急なことがあった際の為に電話番号が載っている名簿）については、取扱注意や必要性の点から管理職・全体職員室・各学年職員室・保健室・事務室に置くこととする。個人で使いたい場合は、そこからコピーをするかスズキ校務から印刷を行う。
- (9) 1年生の見学できる期間は、4月11日(金)～4月25日(金)の1時間程度とする。入部願いを提出するまでは顧問がいたら体験まで可能とし、入部願いを提出した後も、1年生は学校に慣れるという配慮から1時間程度の練習参加とする。(生徒指導ファイル34ページ参照)
- (10) 3年生のお別れ会は、夏休み中に行う。(進路関係やケガを考慮する。) また、選抜に残っていても部活動とは切り離す。

【R6年度】

入部願い・継続届は、新入生を迎える会后、全生徒に配布する。 4月11日(金)

各届締め切り日 入部願い 4月18日(金) 継続届 4月25日(金)

舞鶴中学校 部活動設置・廃部規定

本校の部活動については、県及び市教育委員会の示す規定等に則り、指導者や施設・設備の状況に応じながら適正な数（３－４）の部になるようにするため、以下の規定を定める。

- １ 大会連続で中体連主催の大会に団体で正式出場することができなかった部について原則廃止とする。
 - 中体連主催の大会出場に際しては、正式部員数が県中学校体育連盟の示す各競技の団体戦等における競技人数（備考１）を満たしていなければ正式出場としない。
 - 正式部員数は、年度始め部活動編成時の部員数とする。
- ２ 部員数が２名となった場合は廃部対象となり、次年度以降の募集は行わない。
また、残りの部員が引退後、廃部とする。（３年生引退後は部員数１名）
- ３ ３年生引退後、１・２年だけで県中学校体育連盟の示す団体戦等における競技人数が確保できない場合は、次年度募集の際、廃部の可能性を伝えた上で条件付き募集とする。次年度に新入部員が入部しても団体戦等における競技人数が確保できない場合は、その後の部員募集は行わず、３年生引退後に廃部とする。
- ４ ３年生の引退以外でいずれかの学年の部員が０になった場合には、廃部対象とし、次年度の部員募集は行わない。所属する部員は引退または転部後、廃部とする。
- ５ 廃部になる部活動に所属し活動期間が残されている生徒については、転部希望がある場合、所定の手続きをとって転部を認める。

※ ただし、団体戦等における合同チームを認められていない部活動（剣道、柔道等）については、この限りではない。

【備考】

１ 県中学校体育連盟が示す各競技の団体戦等における競技人数（人）

野球	９	サッカー	１１	陸上（リレー）	４	ソフトテニス	６	水泳（リレー）	４	ハンドボール	７
バスケットボール	５	バレーボール	６	卓球	６	剣道	５				

ただし、廃部等であっても、希望があれば硬式テニスやバドミントン、空手道等と同様に社会体育等で練習し、個人として中体連主催の大会への個人競技には出場することができる。その際、大会申込や引率等は部活動顧問以外の先生（Ｒ７は、中先生、切通先生、石神先生）が行う。

２ 文化部の場合

- ※ 吹奏楽部・・・３年生引退後５人以下になった場合、新入生には廃部の可能性があることを伝え募集する。新年度、部員が５人以下の場合は廃部とする。
- ※ 美術部・科学部・・・原則、文化部として廃部にしない。

３ 部活動の新設・創部

原則として認めないが、必要に応じて顧問会、職員会議で慎重に検討し、その意向によって学校長が承認する。

４ その他

- (１) 上記廃部規定以外でも廃部が望ましいと思われる状況が発生した場合は、部活動顧問会で協議し、決定する。
- (２) 一度廃部となった部活動を再創部（新設含む）には、県中学校体育連盟が示す各競技の団体戦等における競技人数の部員が入部することが必須の条件とする。その上で顧問や施設設備等の観点から部活動顧問会で再創部（新設）の是非を検討し、決定する。

入退部手続きに関する確認事項

- (1) 1年生は指定日まで仮入部とし、入部願い（届け）提出後から正式入部とする。
- (2) 退部する場合は、必ず保護者、担任、顧問と相談し、退部届を提出する。
- (3) 退部後、他の部活動に再入部する場合には、必ず保護者、担任、顧問と相談し、仮入部を経て入部届を提出する。
- (4) 部活動は年度更新制とし、2・3年生は継続届けの提出をもって部活動の継続を認める。
- (5) 原則として、引退した後の3年生は勉学に励み、進路を切り拓くことができるようにし、部活動は行わない。
- (6) 部の顧問の指示に従って活動する。
- (7) 部室には、部活動に必要なでないものは置かない。管理は、各部活動顧問で行う。
- (8) 部活動の終了時刻を厳守する。

1 入部手続きについて

(1) 通常の入部について（年度始め）

- ア 全部活動の顧問決定及び新入生を迎える会后、入部届を配布し、部活動見学・体験期間開始
- イ 見学は1時間程度、体験を行う生徒は、顧問管理のもと17：30までとする。
家庭訪問期間に関しては、生徒指導共通理解事項に準ずる形で行う。
- ウ 2・3年生は、全部活動の顧問決定及び新入生を迎える会后、継続届を配布する。

(2) 年度途中の入部

第3項の転部に準ずる。

2 退部手続き

- (1) 生徒は顧問、担任に退部の意思が申し出て相談する。顧問と担任の連携をとる。
- (2) 担任は、顧問、保護者と連絡調整を行う。
- (3) 生徒は、担任より退部届けを受け取り、必要事項を記入する。
- (4) 生徒は、保護者、担任、顧問から承認を受ける。
- (5) 顧問は、部活動顧問会で退部生徒を報告する。
- (6) 部活動顧問会の承認をもって、退部を認める。

3 転部手続き

- (1) 既に部活動に在籍している生徒は、退部手続きの(1)～(6)を済ませる。
- (2) 転部希望生徒は、退部届を受け取る際に転部希望を申し出る。
- (3) 転部希望生徒は、退部手続きが済んだ後、転部希望部活動顧問に入部届を提出する。
- (4) 転部希望生徒は、顧問の指定する一定期間の仮入部を行う。
- (5) 顧問は、部活動顧問会で生徒の是非を報告する。
- (6) 部活動顧問会での承認をもって顧問は入部届を受理し、転部を認める。

大会出場費規約 体育後援会費 規約(案)

1 登録料 各部、団体登録とする。ただし、個人登録しかない部は、1万円までの個人登録を認める。

2 参加料 3回以内で申請できる。
(ただし、地区総体・県総体・地区新人大会の参加料は、3回に含まない。)

3 引率者の旅費・日当

平日開催（中体連主催）の引率については、出張で勤務処理を行う。（平成29年度より）

平日開催で特休扱いの教員は、交通費として、始良伊佐地区は500円・それ以外は1000円を支給する。

申請する際は、①大会要項(可能な限り、主催がどこかわかる文書) ②体育後援会費請求書を提出する。

土、日、祝日の大会については、教員特殊業務等手当の手続き（事務室提出）で請求する。

4 地区総体、県総体、地区新人大会の監督会旅費

※ 地区総体、県総体、地区新人大会の監督会等は、出張で勤務処理を行う。（平成29年度より）

5 体育後援会費係へ、①大会要項(可能な限り、主催がどこかわかる文書) ②出場計画書 ③体育後援会費請求書の3部を同時に提出する。

※ 基本的に学期を過ぎた大会の請求は認めません。（監査対象）

6 備品購入等の場合は、学校長または部活動係に届け、運営委員会（部活動係、体育後援会費係、体育科）で検討し、決定する。

各部活動の活動費（消耗品費）はできるだけ早く執行し、領収書を提出すること。

7 バス代の補助について(令和2年度より市から交通費の補助が支給されなくなったため)

中体連主催の地区総体・県総体・地区新人大会にバスを使用した場合、1万円以内の補助を行う。ただし、2回以内までの申請とする。

例 地区総体・地区新人大会の2回分を申請する。→OK

県総体1日目・2日目の2回分を申請する。→OK

県総体1日目・2日目・地区新人大会の3回分を申請する→×

申請する際は、①大会要項(可能な限り、主催がどこかわかる文書) ②出場計画書 ③バス代の領収書 を提出する。

大会出場規約（九州・全国等）	事務室へ申請
----------------	--------

1 中体連主催・共催・後援の九州中学総体・全国中学総体の旅費等は、登録メンバー全員分については下記の（２）～（５）の半額支給。（１）－６および引率者の分は全額支払うこととする。

（１）引率者 「交通費」JR利用の場合・・・特急自由席＋普通乗車券

マイクロバスや自動車利用で安くできた場合は、生徒の金額に含む。県内で大会が実施される場合は、県の旅費規定に準ずる。

「宿泊費」＋「弁当代」・・・実費しておく

「日 当」１日あたり１５００円

（２）生徒旅費

「交通費」大会登録人数・・・１５名以上の登録の場合は、電車賃の団体割引料金で支払う。

（特急自由席＋普通乗車券代）

※ 遠方で飛行機を利用する場合は学校長の許可を得ること。

※ 原則として、離島は船賃とする。ただし、飛行機を利用する場合もある。

「宿泊費」中体連紹介の宿泊代を支払う。

※ 吹奏楽部が出場する場合は、マイクロバスや荷物車を必要とするので運営委員会で話し合う。

（３）弁当代 実費分だけ支払う。

（登録人数×日数×金額）

（４）栄養費 １人３００円×大会登録人数×日数

（５）市内交通費は１日だけタクシー１台（４名乗車で計算）につき、１，０００円支払う。

（６）参加料 実費分支払う。

《その他》

- ・ 県中学総体駅伝競走大会は、協議したうえで上記に準じて半額程度支払う。
- ・ 中体連主催や後援の九州大会や全国大会に出場した部は、領収書を添えて実績報告書を市教育委員会に提出する。
（市からの補助金は全額学校の遠征費へ入れる。）
- ・ 県中学音楽コンクール「春の祭典」は、協議したうえでバス借り上げ料を支払う。

2 協会主催の九州大会・全国大会は、生徒分は自己負担。

（１）九州・全国につながる協会主催の予選（大会）に出場する場合は、事前に学校長の許可を得る。

（２）引率者の旅費（交通費＋宿泊費）や弁当代、日当は、実費支払う。市からの補助金が出た場合は、遠征費へ実費返済する。

（３）九州・全国に出場する部があった場合には、運営委員で話し合い、必要な旅費を支払う。

《運営委員・・・学校長、教頭、部活動係、該当顧問、PTA三役、部活動保護者代表等》

（４）遠征費や部活動の資金作りをする場合は、学校長に許可を得ること。